

日本放送協会 (N H K)

著作権等管理事業法により、著作権等管理事業者が届出制となり、使用料規程もオープンなものとなったほか、利用の許諾の拒否の制限など著作物等の円滑な利用を図る規定も整備されました。それまで一部の関係者を除いては関係の薄かった著作権等の管理事業が一般に身近なものとなり、国民が広く著作物等のユーザーや著作者になり得るデジタル・ネットワーク化の時代にあって、安定的な著作物等の流通に寄与しようとするものと評価することができます。

しかし一方で、管理事業者の一部には実際には「非一任型」に近いと思われるものが存在したり、実質的には管理事業と類似のことを行っていると考えられるにもかかわらず管理事業者の設立・届出に必ずしも積極的でない分野があるなど、仲介業務法当時と比べてあまり変わらない実態も多く見受けられます。

このような現状に鑑み、著作物等の利用を円滑にするという法律の趣旨を踏まえ、著作物等の流通をさらに発展させるために、今後、次の点について検討されることが望ましいと思われます。

(a) 一の著作物等について、利用区分ごとの管理を認めることの適否(例えば、放送権の管理と録音・録画権や公衆送信(送信可能化)権の管理とが異なる管理事業者である場合、放送番組の円滑な流通の支障となることが考えられる。)

(b) 同一の利用区分において管理事業者相互で取り扱っている著作物等が重複しないように調整することの必要性、また、当該管理事業者の取り扱っている著作物等として当該管理事象者に許諾を得て利用した場合で万一他に権利者が存在した場合における利用者の免責

(c) 管理事業者が使用料規程を定めたり変更しようとしたりするときは「パブリックコメント」等により広く利用者あるいは国民一般の意見を聴取しなければならないことを明確にするなど、管理事業者や管理事業の運営に関する一層の透明性の確保

(d) 管理事業者として届出た後も管理委託契約約款や使用料規程が提出されないなど、実質的に活動していない管理事業者に対する登録取り消しも含めた管理監督の強化

(e) 多数の権利者の著作物等が大量に利用される分野で、管理事業者が存在しないか存在しても限定的な利用形態に限られている分野に対する管理事業の普及

(f) 著作物等の流通を一層円滑化するための管理事業者の取組みを促進し支援するための施策(取り扱っている著作物等のデータベース作成に対する支援・補助など)